

## 21 執行部の反問権

### 【21-1】執行部の反問権の規定状況

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 269	109 (40.5%)	59 (21.9%)
5~10万人未満 258	108 (41.9%)	67 (26.0%)
10~20万人未満 157	59 (37.6%)	36 (22.9%)
20~30万人未満 46	14 (30.4%)	9 (19.6%)
30~40万人未満 27	5 (18.5%)	8 (29.6%)
40~50万人未満 22	9 (40.9%)	6 (27.3%)
50万人以上 15	4 (26.7%)	2 (13.3%)
指定都市 20	1 (5.0%)	13 (65.0%)
全市 814	309 (38.0%)	200 (24.6%)

### 【21-2】執行部の反問権の根拠規定

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 168	144 (85.7%)	6 (3.6%)	14 (8.3%)	4 (2.4%)
5~10万人未満 175	130 (74.3%)	14 (8.0%)	29 (16.6%)	2 (1.1%)
10~20万人未満 95	71 (74.7%)	5 (5.3%)	13 (13.7%)	6 (6.3%)
20~30万人未満 23	19 (82.6%)	0 (0%)	3 (13.0%)	1 (4.3%)
30~40万人未満 13	9 (69.2%)	0 (0%)	4 (30.8%)	0 (0%)
40~50万人未満 15	11 (73.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (16.7%)
指定都市 14	11 (78.6%)	0 (0%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)
全市 509	400 (78.6%)	26 (5.1%)	66 (13.0%)	17 (3.3%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している509市の人口段階別の市数を基準としている。

### 【21-3】執行部の反問権の行使状況

(平成28年1月1日～12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 269	49 (18.2%)
5～10万人未満 258	46 (17.8%)
10～20万人未満 157	35 (22.3%)
20～30万人未満 46	6 (13.0%)
30～40万人未満 27	3 (11.1%)
40～50万人未満 22	5 (22.7%)
50万人以上 15	3 (20.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)
全市 814	150 (18.4%)

### 【21-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(平成28年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 49	45 (91.8%)	16 (32.7%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	0 (0%)
5～10万人未満 46	44 (95.7%)	12 (26.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
10～20万人未満 35	30 (85.7%)	13 (37.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2.9%)
20～30万人未満 6	5 (83.3%)	4 (66.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 5	3 (60.0%)	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 3	1 (33.3%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33.3%)
全市 150	132 (88.0%)	55 (36.7%)	2 (1.3%)	1 (0.7%)	2 (1.3%)

各割合は、執行部の反問権を行使した150市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【21-5】執行部の反問権を行使した対象

(平成28年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	その他
5万人未満 49	19 (38.8%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	34 (69.4%)
5～10万人未満 46	15 (32.6%)	1 (2.2%)	0 (0%)	37 (80.4%)
10～20万人未満 35	17 (48.6%)	0 (0%)	0 (0%)	22 (62.9%)
20～30万人未満 6	4 (66.7%)	0 (0%)	1 (16.7%)	3 (50.0%)
30～40万人未満 3	1 (33.3%)	0 (0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)
40～50万人未満 5	4 (80.0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (60.0%)
50万人以上 3	3 (100%)	0 (0%)	1 (33.3%)	0 (0%)
指定都市 3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)
全市 150	64 (42.7%)	3 (2.0%)	5 (3.3%)	103 (68.7%)

各割合は、執行部の反問権を行使した150市の人口段階別の市数を基準としている。